

自転車利用のあり方検討会議 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 札幌市が策定を予定している「(仮称)札幌市自転車利用総合計画」(以下「計画」という。)について、札幌にふさわしい自転車利用のあり方や必要な施策などについて検討するため、「自転車利用のあり方検討会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、「(仮称)自転車利用総合計画」に関する次に掲げる事項について協議し、又は検討する。

- (1) 札幌にふさわしい自転車の位置づけと自転車利用のあり方
- (2) 計画に必要な事項に関する基本的な考え方
- (3) その他、会議において必要とされた事項

(組織)

第3条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員数は13名以下とする。
- 3 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年間までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会議が終了した場合は、委嘱を解かれたものとみなす。

(臨時委員)

第5条 会議は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会 議)

第 6 条

- 1 会議は、必要の都度、会長が召集し、会長は会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議出席を求め、説明又は意見を聴することができる。
- 4 会議の内容は、原則として公開とする。ただし、委員及び議事に関連のある臨時委員の出席者の 3 分の 2 以上で多決したときは、会議を非公開とし、会議の議事録も非公開とする。
- 5 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第 1 条第 3 号に定める「その他附属機関の委員」の報酬日額に準じるものとする。

(部 会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、会議に部会を設置することができる。

- 2 部会は会長が指名する委員をもって組織する。また、部会の議長は会長が指名する。
- 3 部会の会議は、必要の都度、部会の議長が招集する。

(専 門 委 員)

第 8 条 会議、部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、会議、部会の要請に応じ、専門的見地から助言・提言を行う。

(事 務 局)

第 9 条 会議の庶務を行うため、事務局を市民まちづくり局総合交通計画部に置く。

- 2 総合交通計画部長は事務局を総括する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、会長が定める。